

持明禁戒について

——特に安然を中心——

寺 本 亮 晋

はじめに

台密諸師が将来した三昧耶戒儀や灌頂といった密教儀礼は、当時の社会的要請から不可欠なものとなっていた。そこで円仁や円珍は、三昧耶戒の整備に重点を置いており、教理的視点からはほとんど論じていない。しかし台密の大成者といわれる安然は、密教戒としての三昧耶戒にも注目していた。中でも安然は、三昧耶戒を七種の戒相に開き、それぞれを七衆に配当して説くのであるが、その最後に持明禁戒を置くのである。

然則大悲胎藏入曼荼羅之前有^二七種戒^一。一者受方便学処。五戒十善法戒。二者三世無障礙智。三平等戒。三者真言門行菩薩根本四重禁戒。四者真言門行菩薩十重禁戒。五者入三昧耶耳語一偈戒。六者四波羅夷三昧耶戒。七者持明禁戒。此七戒中、耳語一偈・三昧耶戒・持明禁戒、但須^二具支灌頂^一者聞。其前無障礙戒・方便学戒・根本四重・十重禁戒乃至結緣灌頂之者皆令^二預聞^一。

『大日經』や『大日經義釈（以下、義釈）』で説かれる戒と

いえば受方便学処品が知られ、『義釈』には真言の四重禁や十重といった天台所依の梵網戒と共通した戒が説かれている。それに対し、持明禁戒品に説かれる戒は真言を誦持する期間においての細かな戒に過ぎない。例えば、『義釈』の持明禁戒の第一月を説く箇所には、五股金剛印を結んで数珠を持たないことや、一ヶ月間は乳を飲んで、他のものを食べないことなどが記されているのである。

如来復以^二異方便^一・世間持誦之法^二助^二顯之^一。故次説^二六月持誦法^一。然此皆是秘意究竟与^レ前不^レ異也。其第一月当^レ觀^二金剛^一。是方漫荼羅黄色也。觀^二其自身而坐^二此中^一、即以^二自身^一而作^二阿字^一。其阿字正方黄色、当^レ令^二内身充滿無^レ欠^一。挙^レ体皆是此字也。当^レ結^二五股金剛印^一、不^レ須^二持^二数珠^一。（中略）当於^二一月中^一但服^二乳不^レ食^二余物^一。但觀^二所持真言從^レ臍而出從^レ鼻而入^一。如^レ調^二喘息^一無^レ異。

受方便学処品に説かれる戒を戒相に用いるのならば、天台教學との会通という面からも自然であるが、果たして安然は、なぜ三昧耶戒の戒相として持明禁戒を持ち出したのであろう

か。安然の戒相観、延いては台密の戒相を解明する一端となることを目的としたい。

一 六月修法

持明禁戒には六月修法と制戒の二義がある。そこで、まず六月修法としての持明禁戒を見ていくことにする。『胎藏界大法対受記』巻六には、「第二百四十五数珠法」として第一月より第六月までの期間、真言を持誦する上での戒を説いている。

文云、持珠当心上。餘如蘇悉地。故用彼法私檢諸本、玄法寺兩卷本爛脱本云頂戴盤珠掌内進力屈上節二句文也。皆有六月修後持珠當心上以下之文。又玄法寺三卷本・撰大儀軌並有六月修法。撰大儀軌亦有三月修法。青龍寺三卷本並無六月・三月修法。安然對受次受六月修法。今依大和上別記云、次六月禁戒如文。是別修也。於平生不必用之。故此記中記之最後。若為他人說文次第之時、往而用之。

『義釈』には「数珠を持すべからず」とあることから、数珠法に六月修法が連関されている。また、別修である「六月修法」を数珠法に続く箇所へ記したことからも、安然は持明禁戒を六月修法として認識しているのである。

次に『金剛峯楼閣観一切瑜伽瑜祇經修行法』巻二では、六月修法を四種念誦に属すると記している。

持明禁戒について（寺本）

次作四種念誦。其字布支分是仏部。其字布支分是蓮花部。其字布於支分是金剛部。上來三部別行阿闍梨秘密壇自灌頂行法、三月修法五字、六月修法亦属此中。又以前自灌頂行法作三部百光王百字持誦法。以安頂作四重布字、其字及等二十字三十二相、等五字八十種好、念誦是仏部。以安頂、是蓮花部。以安頂、是金剛部也。

また、『諸阿闍梨真言密教部類総録（八家秘録）』の本録略儀軌二には、「大日如来成仏經釈中略出世間六月持明禁戒念誦儀軌一卷運観」という經典が見える。今は散逸しているので内容は不明であるが、このような念誦儀軌が将来されていたことから、持明禁戒とは六月修法という念誦法を説く箇所として捉えられているのである。

二 制戒

次に、制戒としての持明禁戒を見てみる。『義釈』巻十二の持明禁戒品の冒頭には、尸羅は性戒であり、持明禁は没栗多であつて制戒であるという。そして、没栗多は成就するところまでという期限のある戒といっている。

次持明禁戒品第十五

時金剛手、為彼修真言行諸菩薩等、当有持明禁戒之法。猶未説其因縁。是以次復以偈問仏故言諷誦也。然戒西国音有二種。一者尸羅此是修行戒。謂淨身故須行之。二者没栗多。尸羅者戒有二。謂本性戒及制戒也。謂性戒謂淨諸根。今没栗

持明禁戒について（寺本）

多謂成就故制之。如後服風等也。如律因事制事也。今記中或云禁戒、或云制戒。皆是沒粟多也。尸羅是長時所持之戒。沒粟多是有時願之戒也。謂行者持誦時、或要心一月二月六月者、拳數也。初六月不成、更六月作展轉乃至得成乃止。如說三月亦例可解也。先時持誦經六月。若無相更經六月。若有相已方作成就也。若秘釈者、六月謂淨六根故也。云三月一者、淨身口意也乃至年歲等此事了、此禁亦罷故異名也。今此問中具問二義也。先問云何明制戒即上二種。云何發起。

また、同じく『義釈』受方便学処品にも「菩薩戒略有二種。一在家、二出家。此二衆中復有二種戒。一自性修行戒、二是制戒。」とあり、菩薩戒に自性修行戒と制戒があることをいう。

これを受けて、安然是『教時問答』巻四において十二部教の解説をするにあたり、師である円仁の『金剛頂經疏』の説を引用している。

六尼陀那。此云縁起。応彼因縁而起説故。即有三相。一因犯制戒。二因事説法。三因請説法。如此經中、為治惡事而説真言。為除罪垢以説密言及授三昧（耶）戒等。是制戒義也。

前述したように持明禁は制戒に分類されており、三昧耶戒が制戒であるという円仁の説を組み合わせることによって、持明禁戒も三昧耶戒であると解釈することができたのである。

ところで、安然是『具支灌頂』巻三でも持明禁戒六月修証

法は有限であると述べている。今までの説と同じだが、ここで修証法といっている点に注目したい。

既授三帰了、阿闍梨次当勸發其心令生決定大誓受此十無尽蔵。還三遍授之。受已令彼表白。我某甲今依十方諸仏及阿闍梨受得此戒。竟。今日今時我某甲得名為菩薩也。此戒無有時節。乃至尽形受之。尽未來無有捨義也。若如上所説戒於一月一年等入道場時、謂行此方便事了即伏等則有時限。然深義説之。亦至見真方息也云云。

私謂、如持明禁戒六月修証法是為有限。方等亦然。又善生云、在家菩薩受戒亦用白四羯磨得戒。又涅槃云、亦受三教戒者白四羯磨然後乃得。又戒壇図云、菩薩戒聚非白四而不生。今真言門六戒一一白四羯磨乃應得戒。

同じく『具支灌頂』巻三でも、「第七の持明禁戒は七衆受戒の如くに非ず。これ修証際限の戒」と述べる。

今真言門六種戒中、第一方便学処五戒十善如菩薩優婆塞・優婆夷六重、沙弥・沙弥尼十善戒也。第二三世無障礙智三平等戒如式叉式叉摩尼二種学法也。第三根本四重・第六菩薩四重如出家菩薩四重禁也。第四菩薩十重如七衆共受十重也。第五耳語一偈如菩薩比丘・比丘尼六念五觀法也。第七持明禁戒非如七衆受戒。此是修証際限之戒。例如方等陀羅尼隨樂律持云云。

これまで三昧耶戒を七衆に合わせて配当していたが、第七の持明禁戒は七衆全てが受戒するようなものではないといい、他の六種の戒とは異なることを主張している。そこで修証際

限について、六月修法といった実際の事相的側面と、制戒という期限のある戒という側面があることで、これもまた他の三昧耶戒の戒相とは一線を画すものと認識していたのではないだろうか。

おわりに

安然の戒相説は後世に影響を与えてはいるが、台密において教理的に採用されたとは言い難い⁽¹³⁾。なぜなら、現行の台密の密教儀礼において、持明禁戒があらわれることはないからである。持明禁戒を採用した理由として考えられるのは、『大日経』や『義釈』にあらわれる戒を余すことなく利用する必要があったと言えよう。それは、『金剛頂経』系の經典に具體的な三昧耶戒の記述がなく、『大日経』等に頼らなければならなかったからと推測できる。

そこで安然は、六月修法という事相の面と時間的制約を持つ制戒という両方の面を有する持明禁戒を特別視した結果、修と証が極まる七種戒の第七番目に置いたと思われる。ただし、七衆への三昧耶戒の授受は越三昧耶といった問題を孕んでおり、具足戒との関係を含め、今後の課題としたい。

- 1 大正七五・二三五頁上中。
- 2 統天全・密教1・五六五頁。

持明禁戒について（寺 本）

- 3 大正七五・一〇六頁上。
- 4 大正七五・一〇六頁下～一〇七頁上。
- 5 大正六一・四九六頁上。
- 6 大正五五・一一一五頁中。
- 7 統天全・密教1・五六一頁。
- 8 統天全・密教1・五七六頁下。
- 9 安然は、円仁『金剛頂経疏』卷一（大正六一・一三頁中）をそのまま引用している。
- 10 大正七五・四四三頁下。
- 11 大正七五・二三六頁中下。
- 12 大正七五・二三五頁下。
- 13 『大般若理趣分私記』卷下（統天全・密教3・一二三頁上）には、「然小乘三藏中、以毘尼藏為最秘要。若竊問者、必投惡道。若大乘了義中、以持明禁戒藏為最深秘要。」と持明禁戒は最深秘要であるといい、安然説が後に一定の影響を与えていることが見て取れる。

〈キーワード〉 安然、持明禁戒、戒相、三昧耶戒

（大正大学総合佛教研究所研究員）